

## 地方の復興税制について

平成 23 年 10 月 20 日

地 方 六 団 体

東日本大震災からの復興にあたり、国と地方はそれぞれの責任を果たしながら、日本の再生、防災対策の強化に取り組むことが肝要である。

このような観点から、地方の復興税制は、以下のような要件を前提とするべきである。

- ① 全国各地の地方自治体がそれぞれの地域における緊急的な防災・減災事業に取り組むための財源であることを明確化すること
- ② 地方の自主性を尊重するかたちで実施すること
- ③ 負担が過重でなく公平なかたちで実施すること
- ④ 震災の影響や歴史的な円高・デフレによりあらゆる地域が疲弊している状況を踏まえて、実施時期等を判断すること
- ⑤ 増収規模の大小を問わず、必要な防災・減災事業が格差なく実施できる措置を講じること

加えて、復興財源として国民に負担増をお願いするためには、行財政改革を断行していく姿勢を明確に示すことが不可欠であり、地域主権改革の推進に積極的かつ具体的に取り組むべきである。